

しょう びょう き
障がいや病気、けがなどで

じ ぶん とう ひょう よう し か むずか かた
ご自分で投票用紙に書くことが難しい方へ

かか り いん か とう ひょう よう し き さい だい り とう ひょう
係員が代わって投票用紙に記載する代理投票ができます

しょう びょう き みずか とう ひょう よう し こう ぼ しゃ し めい とう か むずか ぼ あい
障がいや病気、けがなどで自ら投票用紙に候補者の氏名等を書くことが難しい場合には、
せん きょ にん か とう ひょう じょ かか り いん とう ひょう よう し き さい
選挙人に代わって投票所の係員が投票用紙に記載することができます。

とう ひょう じょ かか り いん ふたり ほ じょ しゃ ひitori せん きょ にん し じ したが とう ひょう よう し
投票所の係員2人が補助者となり、そのうちの1人が選挙人の指示に従って投票用紙に
き さい ひitori し じ かく にん
記載し、もう1人が、指示どおりかどうか確認します。

だれ とう ひょう ひ みつ げん しゅ
誰に投票したかの秘密は厳守されます。

だい り とう ひょう き ぼう かた とう ひょう じょ き じつ まえ とう ひょう じょ かか り いん もう で
代理投票をご希望の方は、投票所（期日前投票所）の係員にお申し出ください。

だい り とう ひょう
代理投票のながれ ※国政選挙等の際は、複数の投票があるため③④⑤の行程を繰り返します



り めん らん
裏面をご覧ください

代理投票を行う際のご注意

1 代理投票は、選挙人本人の意思に基づき代筆を行うものであるため、どの候補者等に投票したいかを、ご自分で意思表示できる方に限ります。

2 選挙人のご家族や付添いの方等は、代筆することはできません。
選挙人のご家族や付添いの方等は、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた場合は投票所に入ることはできますが、投票の記載をする場所で、投票手続きに関与することはできません。

3 意思確認の方法は、選挙人の状況に応じて様々なものが考えられます。
ご家族や付添いの方等と事前に打合せも行っていますので、意思確認の方法について、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

意思確認の方法（例）

● 投票したい候補者の氏名を、口頭で係員に言う。

● 記載台に貼っている候補者の一覧表から、投票したい候補者の氏名を指でさして係員に伝える。

● 係員が記載台に貼っている候補者の一覧表の氏名を順に指でさす又は読み上げるので、投票したい候補者のところで返事やうなずき、まばたきなどで応じる。

※この他、投票したい候補者の氏名を書いた紙片（メモ、名刺等）を選挙人本人が係員に提示したうえで、係員の「この方でいいですか」などの問いかけに、返事やうなずき、まばたきなどで応じたり、選挙公報に掲載された候補者の写真等を指でさして係員に伝えるなどの方法で意思確認を行う場合もありますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

おおいた し せん きょ かん り い いん かい じ む きょく
大分市選挙管理委員会事務局

TEL:097-537-5652 FAX:097-537-5585